

川崎町公共下水道事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、川崎町が実施する公共下水道事業に対し、適切な財政の援助を行うことにより、事業の円滑な推進を図り、もって川崎町における生活環境の向上に寄与し、釜房湖県自然環境保全地域の自然環境の保全を図るため、川崎町公共下水道事業に要する経費について、川崎町に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほかこの要綱に定めるところによる。

(交付対象等)

第2 昭和49年12月3日締結した「川崎町公共下水道事業建設に係る財政援助についての覚書」第4条及び平成2年3月27日締結した「川崎町公共下水道事業（第2期事業）建設に係る財政援助についての覚書」第3条に基づく財政援助に係る事業費のうち、一般財源相当額（事業費から国庫補助金、起債及び受益者負担金を除いた額）及び起債償還に係る利子（地方交付税として算定される額を除く）の2分の1とする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1号の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、別に知事が定める日とする。

第4 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、別記様式第4号による。

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第9 規則第21条第2項第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産で50万以上のものとする。

(処分の制限を受ける期間)

第10 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

(書類の提出部数)

第11 この要綱により知事に提出する部数は、次のとおりとする。

- (1) 交付申請書1部
- (2) 計画変更承認申請書1部
- (3) 中止(廃止)承認申請書1部
- (4) 実績報告書1部

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年3月22日から施行し、昭和57年度予算にかかる補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年3月27日から施行し平成元年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。